

徳島市監査委員告示第17号

平成25年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長等から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成26年5月1日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工藤	誠	介
同	岡南		均
同	吉本	八	恵

徳島市監査委員殿

徳島市長 原 秀樹

平成25年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成26年3月31日報告分）に基づく措置状況

市民環境部

監査の結果	措置状況
<p>1 収入事務 納入通知書において、納入期限の設定がされていないものがあった。</p>	<p>今後は、会計規則に基づき、納入期限を設定し、適正に処理を行います。</p>
<p>2 支出事務・契約事務 契約書等における収入印紙の貼付額、消印が適正でないものがあった。</p> <p>請書又は契約書が作成されていないものがあった。</p> <p>予定価格が徳島市契約規則に定める額を超えているが、随意契約としているものがあった。</p>	<p>収入印紙の貼付額については、適正な額の貼付を行い、また、消印については、印章又は署名により、適正な消印を行いました。今後は、印紙税法に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>請書等については、直ちに作成しました。今後は、徳島市契約規則に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>今後は、徳島市契約規則に定める随意契約の限度額を遵守し、適正に処理を行います。</p>
<p>3 財産管理事務 公有財産台帳（副本）が整備されていないものがあった。</p>	<p>公有財産台帳（副本）については、直ちに修正を行いました。今後は、公有財産規則に基づき、適正に処理を行います。</p>

<p>行政財産の目的外使用許可において、  <b>決裁書に根拠法令、許可理由等の記載がないものがあった。</b></p> <p>行政財産の目的外使用料の算定が適正  <b>でないものがあった。</b></p> <p>普通財産の貸付において、決裁書に減  <b>額貸付の根拠等の記載がないものがあった。</b></p>	<p>当該決裁書については、根拠法令、許可理  <b>由等を記載しました。今後は、公有財産規則  に基づき、適正な処理を行います。</b></p> <p>当該行政財産の目的外使用料については、  <b>直ちに補正しました。今後は、行政財産の許  可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正  に算定します。</b></p> <p>当該決裁書については、減額貸付の根拠等  <b>を記載しました。今後は、公有財産規則に基  づき、適正な処理を行います。</b></p>
<p>4 その他  <b>出勤簿に押印のないものがあった。</b></p>	<p>押印のない出勤簿については、出勤を確認  <b>した上で押印しました。今後は、徳島市職員  サービス規程に基づき、適正に管理します。</b></p>